

香川県内における一定期間の定住や特定分野での就業等の要件を満たすことを条件に、第一種奨学金の返還を支援します。

令和6年度 日本学生支援機構第一種奨学金 返還支援対象者追加募集のお知らせ

1 募集対象者

香川県出身者（進学・進級先が香川県内の大学等の場合は、県外出身者も含む）で、次のいずれかの要件を満たす者

①令和6年4月に大学等（大学院、大学、短大、高専（第4、5学年及び専攻科）、専修学校（専門課程））の理工系学部（理学部、工学部、農学部、薬学部等の学部）へ進学・進級して新たに日本学生支援機構の第一種奨学金（以下「第一種奨学金」）の貸与を受ける予定の人

②大学等の理工系学部の在学者で、新たに第一種奨学金の貸与を受ける人（貸与期間が1年以上である場合に限ります。）

③大学等の理工系学部^に在学し、既に第一種奨学金の貸与者であって、令和6年4月以降の残貸与期間が1年以上ある人

※卒業後、観光関連分野への就業を予定し、その業務に直接関連する大学等の学部、学科に進学・進級予定の人は、理工系学部以外への進学・進級であっても申し込み可能です。

※第一種奨学金の貸与基準を満たす必要があります。（低所得世帯の生徒への成績基準の実質的撤廃の適用は行いません。）

2 募集期間

令和5年12月1日（金）～令和6年1月31日（水）

3 募集人員

80名（上記①、②）

5名（上記③）

4 申込み方法

県に必要書類を揃えて申込み手続きを行い、返還支援対象者として認定されれば、大学等への進学後、第一種奨学金の貸与に係る所定の手続きを行うことになります。（上記③の場合、当該手続きは不要です。）

5 返還支援金額・時期

第一種奨学金の貸与月数（対象者認定後）×15,000円をその返還時期にあわせ、卒業後の返還支援要件確定（3年（県内出身者）又は5年（県外出身者））後に一括支援します。

6 返還支援要件

第一種奨学金の返還支援を受けるには、以下の要件を全て満たす必要があります。

○大学等（大学院、大学、短大、高専（第4、5学年及び専攻科）、専修学校（専門課程））の理工系学部・学科を卒業していること。（但し、就業先が観光分野である場合は、理工系学部・学科の卒業に限りません。）

○「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画において人口減少の克服と地域活力の向上となる業種での就業（公務員を除く）であること。

○卒業後半年以内に香川県内に居住かつ就業し、引き続き3又は5年間継続すること。

○在学期間中に学業成績等の状況により、日本学生支援機構の第一種奨学生として奨学金の交付が取りやめとなっていないこと。

詳しくは、香川県ホームページでご確認ください。

URL：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/seisaku/henkanshien/index.html>

問い合わせ先：香川県政策部政策課 総務・分権・連携グループ
（電話 087-832-3122）